パントテン酸	ビオチン	ビタミンA	ビタミンB_1	ビタミンB_2	ビタミンB_6	ビタミンB_{12}	ビタミンC	ビタミンD	ビタミンE	ビタミンK	葉酸
一・四四ミリグラム（〇・七二ミリグラム）	十五マイクログラム（七・五マイクログラム）	二百三十一マイクログラム（百十六マイクログラム）	〇・三六ミリグラム（〇・一八ミリグラム）	〇・四二ミリグラム（〇・二一ミリグラム）	〇・三九ミリグラム（〇・二〇ミリグラム）	〇・七二マイクログラム（〇・三六マイクログラム）	三十ミリグラム（十五ミリグラム）	一・六五マイクログラム（〇・八三マイクログラム）	一・八九ミリグラム（〇・九五ミリグラム）	四十五マイクログラム（二十二・五マイクログラム）	七十二マイクログラム（三十六マイクログラム）
〇・四八ミリグラム	五マイクログラム	七十七マイクログラム（百十六マイクログラム）	〇・一二ミリグラム	〇・一四ミリグラム	〇・一三ミリグラム	〇・二四マイクログラム	十ミリグラム	〇・五五マイクログラム	〇・六三ミリグラム	三十マイクログラム	二十四マイクログラム
〇・七二ミリグラム（〇・三六ミリグラム）	七・五マイクログラム（三・八マイクログラム）	百十六マイクログラム（五十八マイクログラム）	〇・一八ミリグラム（〇・〇九ミリグラム）	〇・二一ミリグラム（〇・一一ミリグラム）	〇・二〇ミリグラム（〇・一〇ミリグラム）	〇・三六マイクログラム（〇・一八マイクログラム）	十五ミリグラム（七・五ミリグラム）	〇・八三マイクログラム（〇・四一マイクログラム）	〇・九五ミリグラム（〇・四七ミリグラム）	二十二・五マイクログラム（十一・三マイクログラム）	三十六マイクログラム（十八マイクログラム）
〇・二四ミリグラム	二・五マイクログラム	三十九マイクログラム（七十七マイクログラム）	〇・〇六ミリグラム	〇・〇七ミリグラム	〇・〇七ミリグラム	〇・一二マイクログラム	五ミリグラム	〇・二八マイクログラム	〇・三二ミリグラム	七・五マイクログラム	十二マイクログラム
〇・四八ミリグラム（〇・二四ミリグラム）	五マイクログラム（五マイクログラム）	七十七マイクログラム（七十七マイクログラム）	〇・一二ミリグラム（〇・一二ミリグラム）	〇・一四ミリグラム（〇・一四ミリグラム）	〇・一三ミリグラム（〇・一三ミリグラム）	〇・二四マイクログラム（〇・二四マイクログラム）	十ミリグラム（十ミリグラム）	〇・五五マイクログラム（〇・五五マイクログラム）	〇・六三ミリグラム（〇・六三ミリグラム）	十五マイクログラム（十五マイクログラム）	二十四マイクログラム（二十四マイクログラム）

別表第十三（第七条関係）

栄養成分及び熱量	含まない旨の表示の基準値	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）
熱量	低い旨の表示の基準値	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）
	低減された旨の表示の基準値	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）
脂質	〇・五グラム（〇・五グラム）	五キロカロリー（五キロカロリー）
		四十キロカロリー（二十キロカロリー）
		四十キロカロリー（二十キロカロリー）
飽和脂肪酸	〇・一グラム（〇・一グラム）	三グラム（一・五グラム）
		三グラム（一・五グラム）
		一・五グラム（〇・七五グラム）。ただし、当該食品の熱量のうち飽和脂肪酸に由来するものが当該食品の熱量の十パーセント以下であるものに限る。
コレステロール	五ミリグラム（五ミリグラム）。ただし、飽和脂肪酸の量が一・五グラム（〇・七五グラム）未満であって当該食品の熱量のうち飽和脂肪酸に由来するものが当該食品の熱量の十パーセント未満のものに限る。	二十ミリグラム（十ミリグラム）。ただし、飽和脂肪酸の量が一・五グラム（〇・七五グラム）以下であって当該食品の熱量のうち飽和脂肪酸に由来するものが当該食品の熱量の十パーセント以下のものに限る。
		二十ミリグラム（十ミリグラム）。ただし、飽和脂肪酸の量が当該他の食品に比べて低減された量が一・五グラム（〇・七五グラム）以上のものに限る。
糖類	〇・五グラム（〇・五グラム）	五グラム（二・五グラム）
		五グラム（二・五グラム）
ナトリウム	五ミリグラム（五ミリグラム）	百二十ミリグラム（百二十ミリグラム）
		百二十ミリグラム（百二十ミリグラム）

備考

1　ドレッシングタイプ調味料（いわゆるノンオイルドレッシング）について、脂質の「含まない旨の表示」については「〇・五グラム」を、「三グラム」とする。

2　一食分の量を十五グラム以下である旨を表示し、かつ、当該食品中の脂肪酸の量のうち飽和脂肪酸の量の占める割合が十五パーセント以下である場合、コレステロールに係る含まない旨の表示及び低い旨の表示のただし書きの規定は、適用しない。

別表第十四（第三条関係）

えび
かに
小麦
そば
卵
乳
落花生